

多様な広報媒体を活用した観光プロモーション実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月
福井市商工労働部観光文化スポーツ局
観光振興課

1 趣旨

北陸新幹線の福井開業により首都圏からの観光客は増加しているが、日本の人口の約3分の1が集まる首都圏は、依然、欠かせない誘客マーケットであり、首都圏住民に対し多様な広報媒体を活用した観光プロモーションを戦略的に継続するにあたり、その受託候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1)業務名 多様な広報媒体を活用した観光プロモーション実施業務
- (2)業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3)業務期間 契約日から令和8年3月31日(火)まで
- (4)提案上限額 6,000 千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※なお、参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

また、本業務に関する協議や各種打ち合わせ、申請、契約等に要する経費も上記に含まれる。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者になろうとする者)は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1)福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱(平成 11 年 12 月 20 日施行)の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。又は公表日から参加申込書の提出期限までの間に、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。
- (2)公表日から受託候補者特定の日までの間に、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領(平成 14 年 4 月 1 日施行)による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (3)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4)破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6)国税及び地方税を滞納していないこと。

- (7) 役員(役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下 この号について同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)でないこと又は役員が暴力団(同条第 2 号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (8) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
- ① 親会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。)
 - ② 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係
 - ③ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ④ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (10) 複数の事業者により構成される共同体として参加する場合は、次に掲げる条件を全て満たすこと。
- ① 共同体の構成員は 3 者までとし、本業務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ② 共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
 - ③ 共同体の構成員は、上記(1)～(9)に掲げる事項を全て満たしていること。

4 説明会

本プロポーザルの実施にかかる説明会は開催しない。

5 質問の受付及び回答

- (1)提出期限:令和 7 年 4 月 9 日(水) 17 時 00 分(必着)
- (2)受付方法:質問書(様式1)により、持参又は電子メールにて提出すること。
※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3)提出先 :福井市 商工労働部 観光文化スポーツ局 観光振興課
住所 :〒910-0858 福井市手寄 1 丁目 4 番 1 号(AOSSA5 階)
E-mail: kankou@city.fukui.lg.jp
- (4)回答日 :令和 7 年 4 月 11 日(金)
- (5)回答方法:福井市公式ホームページに掲載

6 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり参加申込書を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書(様式2)
- ② 参加事業者の概要、事業内容が分かる書類
※共同体の場合は全ての事業者のもの
- ③ 業務実績調書(様式3)
※過去5年(令和2年4月1日から令和7年3月31日)以内の同種又は類似の業務(プロモーション業務等)について記載すること。
※業務実績を示す資料(契約書・報告書等の写し)を添付すること。
- ④ 共同体結成届(様式4)
※共同体を結成する場合のみ
- ⑤ 誓約書(様式5)
※共同体の場合は全ての事業者のもの
- ⑥ 福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出したことがわかる書類。
※参加申込書の提出時点で福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ提出すること。

(2) 提出部数:1部

(3) 提出方法:持参又は郵送(郵便書留等の配達記録が残るものに限る。)

(4) 提出期限:令和7年4月17日(木) 17時00分(必着)

(5) 提出先:福井市 商工労働部 観光文化スポーツ局 観光振興課 〒910-0858 福井市手寄1丁目4番1号(AOSSA5階)

(6) 参加辞退:参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式6)を上記提出先に提出すること。 ※電話連絡の上、持参又は郵送にて提出すること。

7 参加資格の審査及び審査結果通知

提出された参加申込書類を審査し、その結果(資格の有無)を令和7年4月18日(金)までに参加資格審査結果通知書により通知する。

8 企画提案書の提出

参加資格要件を満たした者は、次の(1)の内容を企画提案書にまとめ、期限内に提出するものとする。なお、企画提案書提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(1) 提出書類:次の内容を盛り込んだ企画提案書

- ① 企画提案書提出届(様式7)
- ② 業務内容に関する具体的な企画案(A4判任意様式、20頁程度まで)
※仕様書に記載の業務すべてについて具体的に記載すること。
- ③ 業務の実施体制
- ④ 業務の実施スケジュール
- ⑤ 企画提案者の概要(企画提案者の概要、担当者及び連絡先)

⑥ 見積書(A4 判任意様式)

※記載金額については、仕様書等に基づいた本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む。)を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。また、積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

⑦ 再委託の有無

⑧ その他、本業務の運営にあたり有効となるような追加提案、特筆事項等

(2)提出部数:6部(正本1部、副本5部)

(3)提出方法:持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)

(4)提出期限:令和7年4月25日(金)17時00分(必着)

(5)提出先:福井市 商工労働部 観光文化スポーツ局 観光振興課

〒910-0858 福井市手寄1丁目4番1号(AOSSA5階)

(6)その他:・企画の提案は1者(1共同体)につき1案とすること。

・副本は無記名で作成し、事業者名が類推できないようにすること。

9 受託候補者の審査方法及び結果通知方法

(1)審査(提案書の審査及びプレゼンテーションによる最終審査)

① 審査会

審査会において、提案者から提出された企画提案書の審査、及びプレゼンテーションにおける説明及び質疑応答の内容を総合的に審査し、最も優れた企画提案を行った提案者を受託候補者として選定する。ただし、審査員の平均点数が100点満点中、50点に満たない者については、選外とする。

日時:令和7年5月2日(金)(予定) ※詳細は別途通知する。

場所:AOSSA 会議室

方法:プレゼンテーション及び質疑応答

・持ち時間は1者25分(説明時間10分、質疑応答15分)以内とする。

・プレゼンテーションへの出席者は1者につき3名以内とする。なお、共同体については、代表者及び構成員各1名以上は必ず出席すること。

・プレゼンテーションの内容は、企画提案書に沿ったものとする。

・オンラインでのプレゼンテーションを希望する場合は、あらかじめ理由を付して申し出ること。

審査	評価項目	配点
受注者の業務実績	・過去に十分な業務実績を有しているか。 ・業務実績が本業務に有効に活かされるか。	10
業務遂行能力	・人員及び協力企業等、業務を円滑かつ安定的に遂行できる実施体制を有しているか。	5
プロモーション計画	・本市の地域特性や魅力、イメージ等について、適切な現状分析がなされているか。 ・1年を通じた計画が提案され、訴求効果の高い時期にプロモーション活動が提案されているか。	30

	・本市における滞在時間の延長や観光消費の拡大が促される内容となっているか。	
プロモーション手段	・ターゲットに対し訴求力の高いプロモーション手段が提案されているか。 ・具体性・実現性があり、一過性で終わらない継続性が見込める内容となっているか。 ・提案者の強みを活かした先進的かつ創造性の高い内容となっているか。	30
その他自由提案	・指定した提案項目とは別に、業務実施に有効な提案がなされているか。	20
見積額	・コストパフォーマンスに優れ、必要となる費用・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。	5
合計		100

② 審査結果の通知

審査の結果は、令和 7 年 5 月上旬頃に書面で通知するとともに、市ホームページで公表する。

10 スケジュール

① 募集開始日(実施要領の公表)	令和 7 年 4 月 3 日(木)
② 質問提出期限	令和 7 年 4 月 9 日(水) 17 時 00 分(必着)
③ 質問回答	令和 7 年 4 月 11 日(金)
④ 参加申込書の提出期限	令和 7 年 4 月 17 日(木) 17 時 00 分(必着)
⑤ 参加資格審査結果通知	令和 7 年 4 月 18 日(金)
⑥ 企画提案書の提出期限	令和 7 年 4 月 25 日(金) 17 時 00 分(必着)
⑦ 審査会(プレゼンテーション)	令和 7 年 5 月 2 日(金) (予定)
⑧ 審査の結果通知	令和 7 年 5 月上旬

11 欠格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合

12 契約の締結

市は、受託候補者として選定された者と、企画提案書等の内容を基に業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。なお、その際には、選定された者は改めて見積書(できるだけ詳細に記載することとし、備品については品目ごとに価格を明示すること。)を提出するものとする。

また、受託候補者として選定された者が次のいずれかに該当するときには、市は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 契約の締結に応じないとき。
- (2) 財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない恐れがあるとき。
- (3) 提出書類に、故意に虚偽の記載をした場合
- (4) 契約締結時点で福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合
- (5) その他、著しく社会的な信用を損なう行為等により、委託が不可能又は著しく不適當となるような事情が生じた場合

13 その他の留意事項

- (1) 提出書類等に係る費用は提案者の負担とし、市は一切負担しない。
- (2) 提出した企画提案書の訂正、追加及び再提出は原則として認めない。
- (3) 企画提案書などの提出物は原則として返却しない。なお、不採用となった場合は、市の責任において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (4) 提出内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。
- (5) 企画提案書は、仕様等を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。
- (6) 企画提案の内容については、受託候補者決定後に市と協議の上、変更して実施することがある。
- (7) 受注者は、この業務の実施にあたって、市との協議なしに単独でスポンサーを募ってはならない。
- (8) 受注者は、業務履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (9) 提出された書類は、福井市情報公開条例による公開対象とする。公開することにより提案者の他の事業(本申請に係る業務以外の事業)に支障となる書類については、提出時に理由書を添えなければならない。ただし、正当な理由と認められないと市が判断する時は公開することとする。

なお、当該プロポーザル実施に関する情報については、随時、市ホームページに掲載する。

14 問合せ先

〒910-0858 福井市手寄1丁目4番1号(AOSSA5階)
福井市 商工労働部 観光文化スポーツ局 観光振興課
TEL:0776-20-5346 FAX:0776-20-5670
電子メール:kankou@city.fukui.lg.jp